デジタルカラー複合機賃貸借に係る仕様書

この仕様書は、鹿児島市船舶局総務課(以下「発注者」という。)が設置するデジタルカラー 複合機の入札に関する必要な事項を定めたものである。

1 入札

(1) 入札価額

入札価格については、1ページあたりの単価(税抜)とする。入札価格は小数点第2位までとする。

入札単価は、デジタルカラー複合機の使用について必要となる機械使用料(保守料、トナー代含む)、設置費用、ネットワーク接続に係る経費等の全ての費用(用紙、ステープル針代は除く。)を含んだものとする。

なお、入札価額の算定は、機器を5年間使用するものとして行うこと。また、今回の入札 については、最低制限価格を設けない。

(2) 対象物件

本仕様書中の「6 機器の仕様」を満たすデジタルカラー複合機1台

(3) 設置場所

桜島港フェリーターミナル2階事務室

2 契約締結

(1) 複写単価

入札によって決定した、モノクロ及びカラーの複写単価とする。

(2) 契約締結

発注者と落札業者(以下、受注者という。)は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、設置するデジタルカラー複合機について、複写単価及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市船舶局契約規程(平成17年規程第2号)第1条に基づき準用する鹿児島市契約規則(昭和60年規則第25号)第26条第3号の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

(4) 動産保険への加入

受注者は、契約締結後、自らの負担で、デジタルカラー複合機を対象とする動産総合保険へ加入し、契約書の写しを賃借人へ提出する。ただし、落雷による故障のほか不注意による破損等の際、受注者の負担にて速やかに代替機を準備するなどの対応が可能で、かつその旨を書面で提出し承諾を得た場合はこれを免除する。

(5) 契約責任者の選出

受注者は、落札後、速やかに契約責任者を1人選出し、発注者へ報告する。

(6) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

3 納 品

(1) 供用開始日時

令和7年4月1日(火)午前8時30分

(2) 設置

デジタルカラー複合機の設置は、3-(1)の供用開始日時までに行う。旧デジタルカラー複合機との入替は、受注者と発注者の契約締結後、新旧の業者間での日程調整をして行うこと。

(3) ネットワーク接続

デジタルカラー複合機と船舶局WANとのネットワーク接続(LAN接続)については、LANケーブルの接続元や経路などについて発注者と協議を行った上で、全て受注者の責任で行うこと。なお、旧デジタルカラー複合機との入替を行う場合において、既存のネットワーク接続設備が利用できる状況にあるときは、発注者の了承を得た上で、当該設備を引き続き使用することができるものとする。

デジタルカラー複合機とネットワーク接続を行うパソコンは、発注者が設置する船舶 局WANパソコンのみとする。

(4) デジタルカラー複合機の設定

デジタルカラー複合機の設定は全て受注者の責任で行うこと。なお、デジタルカラー 複合機に設定した IP アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイを記載した ラベルを本体に貼付すること。

(5) ネットワークプリンタ・ネットワークスキャナの設定

受注者はプリンタドライバ、スキャナドライバのインストールによりパソコンに不具合が生じないよう、事前に発注者と協議の上テストを行わなければならない。

パソコンへのドライバ等の設定は、原則として発注者の職員が行う。ただし、受注者はデジタルカラー複合機設置時に最低1台のパソコンへの設定を行い、このとき、他のパソコンへの設定が行えるようデジタルカラー複合機設置課の職員への指導を行うとともに、設定の手順を分かりやすく記載したマニュアルをデジタルカラー複合機設置課に配付する。このマニュアルはデジタルカラー複合機設置開始までに受注者が作成、発注者へ提出し、了承を得ること。(発注者へは、電子ファイルも提出すること。)

4 複写料金の請求

(1) 請求期日

受注者は、デジタルカラー複合機について、1月間の複写枚数を明らかにし、翌月15日までに請求する。

(2) 請求金額

デジタルカラー複合機の不調や故障に起因する不完全なコピー(以下「ミスコピー」という。)及び点検又は保守に際して点検担当者又は保守担当者が使用するコピー(以下「テストコピー」という。)の枚数として、1か月間にカウントされている複写枚数の2%にあたる枚数を、請求枚数から控除する。

ミスコピーを計上しなければならないのは、紙詰まり等で異常が発生した時点で カウンターが加算されている機能を備えたデジタルカラー複合機であり、ミスコピーが 加算されない機能を持つデジタルカラー複合機の場合は、計上しない。

5 消耗品、部品

(1) 消耗品及び部品の供給責任

受注者は、デジタルカラー複合機の使用に支障をきたさないように、全て自らの責任 で、消耗品(用紙及びステープル針を除く。)及び部品を供給する。

(2) 消耗品及び部品の供給機会

消耗品(用紙及びステープル針を除く。)及び部品の供給は、受注者による定期点検又は発注者からの申し出に基づいて行う。ただし、トナーの補充については、供給開始前に取り扱いについての充分な説明を行い、原則として、発注者側が行う。

なお、デジタルカラー複合機の設置時に予備のトナーを各デジタルカラー複合機に1本備えること。

また、トナー切れに係る自動配送を希望する場合は、事前に発注者と協議すること。 なお、自動配送を行う場合は、ネットワークスキャナ等でデジタルカラー複合機内に取 り込んだ文書データ等が庁外に送信されないようにすること。

6 機器の仕様

(1) 別紙機器仕様書のとおりとする。

7 保守・点検

(1) 定期点検

受注者は、デジタルカラー複合機が常にその機器本来の機能を維持し作動するように 年3回以上定期的に点検する。

(2) 臨時点検

受注者は、発注者からの指示があったときは、指示されたデジタルカラー複合機を臨時に点検する。

(3) 故障等の防止義務

受注者は、定期点検及び臨時点検によって、デジタルカラー複合機の使用に支障をきたすことがないよう、故障を未然に防止する措置を講ずる。

(4) 点検報告書の提出

受注者は、定期点検及び臨時点検の終了後、点検担当者をして点検内容を書面(以下「点検報告書」という。)で発注者へ報告し、確認を受ける。

(5) 点検報告の内容

点検報告書には、デジタルカラー複合機の機種、機械番号、点検開始時刻、点検終了時刻、点検の内容、テストコピー枚数、点検者氏名、その他発注者が定めた事項を記入する。

(6) 修理

受注者は、発注者からデジタルカラー複合機が故障した旨の連絡を受けたときは、直ちに修理担当者を派遣する。

故障対応については、原則として2時間以内に設置場所へ到着すること。

(7) 原状回復

修理担当者は、誠実に作業を行い、原状回復に努める。デジタルカラー複合機の修理 が頻発し週3回以上の修理を要する場合、又は原状回復までに3日間以上の期間を要す る場合には、機器の交換、原状回復期間に使用する代替機の設置も含めて発注者と協議 するものとする。

(8) 修理報告書の提出

受注者は、修理作業の終了後、修理担当者をして修理内容を書面(以下「修理報告書」という。)で、発注者へ報告し、確認を受ける。

(9) 保守要員等の届出

- ① 受注者は、保守に関する総括責任者を定め、契約締結時に、当該責任者、保守要員の 氏名及び社内資格の内容を記載した証明書を発注者へ届け出ること。
- ② 保守に関する責任者及び保守要員は原則として受注者の社員とする。ただし、再委託を行う業者名、再委託の作業内容及び作業範囲並びに受注者と当該業者との契約内容等について、事前に発注者に書面で通知し、承認を得た場合にあっては、この限りでない。
- ③ 発注者は、保守要員名等の個人情報について、契約の目的を達成するため以外には利用できない。さらに、法令に基づく開示要請があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することはできない。
- (10) デジタルカラー複合機年間保守状況報告書の提出

受注者は、少なくとも年1回、本契約によって設置されるデジタルカラー複合機の機械、保守の状況について書面(以下「デジタルカラー複合機年間保守状況報告書」という。)で、発注者へ報告する。

8 秘密保持及び目的外使用の禁止

- (1) 受注者は、契約履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的 に使用してはならない。
- (2) 受注者は、賃貸借期間満了又は本契約解除後、ハードディスク及びメモリ内のデータが漏洩しないよう、データ処理を行うものとする。この場合、受注者はデータ処理に関して別紙のハードディスク等データ消去作業報告書を作成し、データの処理方法も記載することとする。
- (3) 賃貸借期間満了又は本契約解除後に当該デジタルカラー複合機内のデータが漏洩した場合、一切の責任は受注者が負うものとする。

9 複写料金の支払

発注者は、受注者からの請求を受領した日から30日以内に、請求金額を支払う。

10 デジタルカラー複合機、消耗品の所有権

デジタルカラー複合機及び消耗品の所有権は受注者に帰属し、発注者はそれらを善良なる 管理者の注意義務をもって使用、管理する。

発注者は、デジタルカラー複合機及び消耗品が受注者所有であることを示す表示等を破損

するなど、デジタルカラー複合機の原状を変更するような行為並びに消耗品の流用を行わない。

11 デジタルカラー複合機、消耗品の撤去

受注者は、契約期間の満了又は契約が解除された場合、速やかにデジタルカラー複合機、消耗品及び受注者が設置したネットワーク接続設備を撤去する。ただし、当該契約期間満了前又は解除後に、新規のデジタルカラー複合機を設置する業者からの申し出があった場合は、ネットワーク接続設備は撤去しなくてもよい。この場合、ネットワーク接続設備に係る一切の責任は新規の契約業者が負う。なお、デジタルカラー複合機の撤去に際し、新デジタルカラー複合機との入替がある場合は、新デジタルカラー複合機の供用開始が速やかに行えるよう日程調整に協力すること。

12 権利義務の譲渡禁止

受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

13 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する必要が生じた場合、あらかじめ受注者に通知し、受注者の 承認を得なければならない。

14 デジタルカラー複合機の運搬

受注者は、契約の開始、終了の際のデジタルカラー複合機の運搬を自らの負担で行う。契約期間中の設置場所の変更に伴うデジタルカラー複合機の搬出入についても、同様である。 また、その際ネットワークへの再接続等に係る費用も受注者の負担とする。

さらに、発注者の都合で設置場所を変更する場合で、発注者が必要とする場合には土曜日、 日曜日又は休日にかかわらず受注者は対応するものとする。

ただし、発注者の都合で設置場所を変更する場合で、車両の借上げ等の相当の運搬費用等がかかる場合は、受注者は、発注者へかかった経費の全部又は一部を請求できる。

15 契約不適合担保責任

- (1) 発注者は、受注者の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、 目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することがで きる。
- (2) 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をし

ないでその時期を経過したとき。

④ 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を 受ける見込みがないことが明らかであるとき。

16 発注者の催告による解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - ① 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。
 - ② 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は 検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害した とき。
 - ③ 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を 履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - ④ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

17 発注者の催告によらない解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ① 12の規定に違反したとき。
 - ② 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - ③ 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ④ 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達するこ とができないとき。
 - ⑤ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで あるとき。
 - ⑦ 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正 な行為をしたとき。
 - ⑧ 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該 当することが判明したとき。
 - ② 23又は24の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - ⑩ 受注者が、鹿児島市船舶局物品購入等入札参加資格審査要綱(平成16年11月1日制定)に基づく入札参加資格を喪失したとき。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- ② 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号に おいて同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手 方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟(以下「抗告訴訟」という。)を同法第14条に規定する出訴期間(以下「出訴期間」という。)内に提起しなかったとき。
 - サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
 - シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決(ク又はケ の命令の全部を取り消すものを除く。)が確定したとき。
 - ス 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治 40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

18 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

16各号又は17各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、16又は17の規定による契約の解除をすることができない。

19 発注者の損害賠償請求等

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
 - ① 履行期限までに業務の履行を完了することができないとき。
 - ② 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
 - ③ 23又は24の規定により、業務履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - ④ 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が 不能であるとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、複写単価に契約期間複写予定枚数を乗 じた額(以下「契約期間複写料金相当額」という。)の10分の1に相当する額を違約金 として、発注者は、受注者に請求することができる。
 - ① 23又は24の規定により業務履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - ② 業務履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項②に該当する場合とみなす。
 - ① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - ② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - ③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (4) (2) の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、 その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (5) (1)①の場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、契約期間複写料金相当額に当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額(計算した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。)を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- (6) 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を 徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる ものとする。
- (7) 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- (8) 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。
- (9) (2) の場合 (17(1) ①及び②の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

20 談合その他不正行為による損害賠償の請求

- (1) 受注者が17(1)⑫クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、契約期間複写料金相当額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ① 17(1)⑫クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく 不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉 売の場合
 - ② 17(1)⑫スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合
 - ③ その他発注者が特に認めた場合
- (2) 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、 共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求する ことができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共 同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- (3) 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する契約期間複写料金相当額の 10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損 害賠償の請求を妨げるものではない。
- (4) 受注者が(1)の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、 当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約期間複写料金相当額に 当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の 遅延利息を発注者に支払わなければならない。

21 予算の減額又は削除に伴う契約の解除等

- (1) 本契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結 日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又 は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。
- (2) 発注者は、(1)により、本契約を変更又は解除をしようとするときは、当該年度開始前の2月前までに、受注者に通知しなければならない。
- (3) (1)により本契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

22 協議解除

- (1) 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。
- (2) 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

23 受注者の催告による解除権

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経 過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき は、この限りでない。

24 受注者の催告によらない解除権

- (1) 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ① 22(1)の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の 日までの複写料金総額が当初の3分の1以上減少したとき。
 - ② 22(1)の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
 - ③ 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

25 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

23各号又は24各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、23又は24の規定による契約の解除をすることができない。

26 受注者の損害賠償請求等

- (1) 受注者は、23又は24の規定によりこの契約を解除したとき、これによって生じた損害の賠償を発注者に対して請求することができる。
- (2) 前項の賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

27 第三者委託

- (1) 受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ書面により発注者と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 前項ただし書により発注者が承諾した場合には、承諾を得た第三者も前項の義務を負う ものとし、受注者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなけ ればならない。その後に承諾を得た第三者についても同様とする。
- (3) 第1項ただし書により発注者が承諾した場合でも、受注者は、発注者に対し、承諾を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

28 疑義の解決

この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若 しくは仕様書等に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市船舶局契約規程(平成1 7年規程第2号)及び鹿児島市船舶局会計規程(平成19年規程第14号)によるほか、発 注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

ハードディスク等データ消去作業報告書

令和 年 月 日

鹿児島市

同代表者船舶事業管理者 殿

住 所 商号又は名称 代表者職氏名 押印を省略する場合は、記入してください。 (担当者:氏名 電話)

下記のとおり、ハードディスク等の記憶装置のデータ消去作業が完了したことを報告します。

記

- 1. 消去方法
- 2. 対象機器
- 3. 作業台数
- 4. 作業期間
- 5. 作業場所
- 6. 作業完了日